



Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone] (+81)03-3481-2404 [Fax] (+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp

[URL] <http://www.jihf.or.jp>

## ゲームスーパーバイザー実施要項

○ゲームスーパーバイザーは大会委員長の代行として、当該試合運行の最高責任者としてゲームを管理する。

○ゲームスーパーバイザーは原則として、財団法人日本アイスホッケー連盟理事または、主管連盟役員の適任者が担当する。

○試合開始前には、競技場の施設、タイムスケジュール、チームの試合登録、競技役員の配置等を確認して、定刻に試合が開始できるよう配慮する。

○レフェリー、ラインズマンあるいは競技役員に対しては、それぞれの人格を尊重して接するとともに、良き忠告者、相談相手になる。

○競技規則、試合要項、大会要項に精通して試合に臨む。

○試合中、不測の事態が起こった場合は、関係者の報告、意見を十分に聴取して最善の処置を遅滞なくとるよう努力する。

○試合終了後は公式記録の完成を確認する。

○観客に対する対応にも十分配慮する。

2012年7月30日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
審議委員会



懲戒委員会 運営要項

1. 委員会はゲーム・ミスコンダクト・ペナルティ以上が発生した場合開催する。
2. 委員会は特にルール上の該当事項がなくても、競技会役員からの具申があった場合は委員会を開くことが出来る。
3. 委員会は委員長が議長となって開催する。委員長が不在のときは、あらかじめ、その代行者を委員の中から指名しておく。
4. 委員会の議決は単純多数を原則とし、賛否同数の場合は議長が採決するが、なるべく議決にもってゆかないよう十分討議することが望ましい。
5. 関連試合の担当レフェリー、ラインズマンあるいは必要とする関係者を委員会に出席させて、状況説明、意見を聴取することができる。
6. 試合場に臨席する財団法人日本アイスホッケー連盟審議委員長、同委員、レフェリー委員長または同副委員長は本人の判断で出席することができる。
7. 関連チームの関係者、報道関係者等外部との対応は、必ず委員長または副委員長が行う。
8. 委員会は5名で構成し、採決をする場合は5名で行うものとする。
9. 委員会の上申を受けて地方連盟会長は処分内容を決定し、その報告書は、必ず翌日までに日本アイスホッケー連盟審議委員長宛にFAXする。

(FAX番号: 03-3481-2407)

2012年7月30日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
審議委員会



Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone] (+81)03-3481-2404 [Fax] (+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp

[URL] http://www.jihf.or.jp

年 月 日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
審議委員会委員長 殿

\_\_\_\_\_アイスホッケー連盟

会長

印

## ゲーム・ミスコンダクト・ペナルティに関する報告

2012-2013版

当連盟の主催(又は主管)試合におきまして、上記のペナルティが発生し、当連盟の懲戒委員会において審議いたしました。懲戒委員会からの上申に基づき、下記の通り決定いたしましたのでご報告申し上げます。

記

1. 大会名 : \_\_\_\_\_
2. 日 時 : \_\_\_\_\_ 年 月 日
3. 場 所 : \_\_\_\_\_
4. 担当レフェリー: \_\_\_\_\_  
ライズマン : \_\_\_\_\_ ライズマン : \_\_\_\_\_
5. 対象選手 : \_\_\_\_\_ チーム: \_\_\_\_\_
6. 決 定 :
  - 1) 追加処分なし (次回試合より出場を許可する。)
  - 2) 追加処分あり ( 試合の出場停止処分とする。自動的追加処分の規定どおり。)
  - 3) 追加処分あり ( 試合の出場停止処分とする。自動的追加処分の範囲を超える。)  
(1及び2の場合は、レフェリー報告書及びゲームレポートを添えること。3の場合は、レフェリー報告書、ゲームレポートに加え、懲戒委員会における議論の概要と、自動的追加処分の範囲を超えるに至った理由を、本報告書の裏面に詳細に記述すること。)

懲戒委員会委員長: \_\_\_\_\_ 委員: \_\_\_\_\_

委員: \_\_\_\_\_ 委員: \_\_\_\_\_

委員: \_\_\_\_\_

以 上



Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone](+81)03-3481-2404 [Fax](+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp

[URL]<http://www.jihf.or.jp>

年 月 日

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
審議委員会委員長 殿

\_\_\_\_\_アイスホッケー連盟

会長

印

## マッチ・ペナルティに関する報告

2012-2013版

当連盟の主催(又は主管)試合におきまして、上記のペナルティが発生し、当連盟の懲戒委員会において審議を行いました。懲戒委員会からの上申に基づき、下記の通り決定いたしましたのでご報告申し上げます。

記

2. 大会名 : \_\_\_\_\_

2. 日時 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3. 場所 : \_\_\_\_\_

4. 担当レフェリー: \_\_\_\_\_

ライズマン : \_\_\_\_\_ ライズマン : \_\_\_\_\_

5. 対象選手 : \_\_\_\_\_ チーム: \_\_\_\_\_

6. 決定 :

1) 追加処分あり ( 試合の出場停止処分とする。自動的追加処分の規定どおり。)

2) 追加処分あり ( 試合の出場停止処分とする。自動的追加処分の範囲を超える。)

3) 追加処分あり ( ヶ月間の出場停止処分とする。)

(1の場合は、レフェリー報告書及びゲームレポートを添えること。2及び3の場合は、レフェリー報告書、ゲームレポートに加え、懲戒委員会における議論の概要と、自動的追加処分の範囲を超えるに至った理由を、本報告書の裏面に詳細に記述すること。)

懲戒委員会委員長: \_\_\_\_\_

委員: \_\_\_\_\_

委員: \_\_\_\_\_

委員: \_\_\_\_\_

委員: \_\_\_\_\_

以上



Japan Ice Hockey Federation

Kishi Memorial Hall, 1-1-1 Jin-nan, Shibuya-ku, Tokyo 150-8050

[Phone] (+81)03-3481-2404 [Fax] (+81)03-3481-2407

[E-mail] jihf@jihf.or.jp [URL]<http://www.jihf.or.jp>

懲戒委員会における議論の概要と自動的追加処分の範囲を超えるに至った理由

※必ず記入すること